

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学(以下「本学」という。)において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	学術
	都市生活学
	人間科学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	環境学
	都市生活学
	学術
博士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学
	学術

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、東京都市大学学則の定めるところにより、修業年限を充たして所定の単位を修得し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。

5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

- 第5条 博士前期課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。
(学位論文・特定課題研究報告書)

- 第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

- 第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。
- 2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。
- 3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。
- 4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。
- 6 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワーン大学国際連携環境融合科学専攻にあっては、本学及びエディスコワーン大学の教員をそれぞれ1名以上含むように審査委員会を構成するものとする。
(専攻内判定)

- 第7条の2 博士後期課程において、当該研究科の専攻主任(単一の専攻を置く研究科にあっては、教務委員長)は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。
- 2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。
(審査期間)

- 第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。
- 2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。
(研究科委員会への報告)

- 第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。
- 2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。
(研究科委員会の議決)

- 第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。
- 2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。
- 3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。
(学位の授与)

- 第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
(学位の名称の使用)

- 第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。
(学位論文要旨の公表)

- 第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

- 第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

- 第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

- 2 学位を授与された者から学位を返上する申し出があった場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。なお、学位の授与を取り消したときは、学長は、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

- 3 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前2項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

- 第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願ひ出なければならない。

(登録)

- 第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

- 第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワー大学国際連携環境融合科学専攻にあっては、学位記の様式をエディスコワー大学と締結する協定書等において、定めるものとする。

(規程の改廃)

- 第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則(平成28年2月15日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(平成28年12月19日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者は、第5条及び第7条の変更にについて、従前どおりとする。

付 則(平成30年2月19日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和元年12月16日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和2年12月14日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和4年7月18日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和4年12月12日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和5年6月19日)

この規程は、令和5年5月1日から適用する。

付 則(令和6年2月19日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

付 則(令和7年1月20日)

この規程は、令和7年9月21日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

〔別表第1〕 卒業証書・学位記

〔別表第1〕 卒業証書・学位記

第 号

卒業証書・学位記

氏名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め
学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

東京都市大学〇〇学部長 氏名 印
東京都市大学長 氏名 印

[別表第 2-1] 学位記 (課程による学位記)

学 位 記		第	号
		氏名	
		年 月 日生	
上記の者は本大学大学院〇〇研究科の博士前期課程を修了したので			
博士後期課程			
博士 (〇〇) の学位を授与する			
修士 (〇〇)			
年 月 日		東京都市大学	印

〔別表第 2-2〕学位記（課程による学位記。総合理工学研究科共同原子力専攻に限る）

学 位 記		第	号
		氏名	
		年 月 日生	
上記の者は本大学大学院〇〇研究科及び〇〇大学大学院〇〇研究科の 共同原子力専攻の博士前期課程を修了したので			
博士後期課程			
博士（〇〇）の学位を授与する			
修士（〇〇）			
年 月 日		東京都市大学 〇〇大学	印 印

[別表第 3-1] 学位記 (課程によらない博士学位記)

学 位 記	第 号
	本籍地 (都道府県)
	氏名
	年 月 日生
上記の者は本大学に論文を提出して学位を請求し 本大学院〇〇研究科の審査および試験に合格したので 博士 (〇〇) の学位を授与する	
年 月 日	東京都市大学 印

〔別表第3-2〕学位記(課程によらない博士学位記。総合理工学研究科共同原子力専攻に限る)

第	号
学 位 記	
本籍地(都道府県)	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は本大学及び〇〇大学に論文を提出して学位を請求し 本大学院〇〇研究科及び〇〇大学〇〇研究科の 審査および試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
東京都市大学 〇〇大学	印 印